

お客様各位

2020年7月
ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社
グリーン電力事業部

令和2年7月豪雨により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの豪雨災害により被災されたお客さまには、心からお見舞い申し上げます。
当社は、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、お客さま等からのお申し出があった場合には、下記の特別措置を適用させていただきます。

1. 適用対象

令和2年7月豪雨に伴う災害により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域にお住まいの方で、グリーンナでんきをご契約中のお客さまから、弊社にお申し出のあった場合に適用いたします。

- ・対象地域の詳細および最新情報は、内閣府のホームページにてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※災害救助法適用地域の詳細および最新情報は内閣府のホームページにてご確認ください。

今後、同法適用地域が拡大となった場合は、拡大地域のご契約者さまについても適用対象とします。

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日（※1）の延長

2020年6月分（災害救助法の適用日以降に支払期日を迎えるものに限る）、7月分、8月分および9月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長します。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用していない場合は、被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、月の電気料金を申し受けません。

(3) 工事費負担金（※2）の免除

被災されたお客さまが被災前と同じ契約内容で電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

また、被災されたお客さまが引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合の初回工事費は申し受けません。

なお、工事費負担金等の免除は2021年1月末日までのお申し込み分となります。

(4) 臨時工事費（※3）の免除

被災されたお客さまが臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

なお、臨時工事費の免除は2021年1月末日までのお申し込み分となります。

(5) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

2021年1月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を申し受けません。

※1 支払期日とは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2・3 工事費負担金、臨時工事費とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記までお問い合わせください。

【グリーンナでんきカスタマーセンター】

電話番号 : 0120-33-7775

受付時間 平日 9:00～18:00

(年末年始、土曜・日曜・祝日を除く)

小売電気事業者：ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社

以上